

事業名	高等学校等修学支援事業		
当初予算額	4,224,249千円	担当課	教育委員会高校教育課（内線5292）、 総務部総務学事課（内線2422）
取組みの方向	<p>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するとともに、経済的な理由で修学が困難な者に対し奨学金の貸付を行い、有為な人材の育成を図る。</p> <p>① 高等学校等の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金を支給し、教育費負担の軽減を図る。</p> <p>② 意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、非課税世帯等の保護者等に対して奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育費負担の軽減を図る。</p> <p>③ 経済的な理由で修学が困難な高校生等に対し奨学金の貸付を行い、有為な人材の育成を図る。</p>		
事業概要	<p>1. 高等学校等就学支援事業（3,969,719千円）</p> <p>(1) 高等学校等就学支援金交付事業（公立学校）（1,699,481千円）</p> <p>① 事業内容 公立高校生（専攻科含む）に対して、授業料相当額の高等学校等就学支援金を支給し、教育費の負担軽減を図る。</p> <p>② 事業期間 平成26年度～（専攻科は令和2年度～）</p> <p>③ 6年度事業内容 ○対象：公立高校生 ・世帯年収が約910万円未満の公立高校生に対し、全日制月額9,900円、定時制月額2,200円、通信制月額520円を支給する。 ○対象：公立高校専攻科生 ・住民税非課税世帯（年収270万円未満）に月額9,900円、住民税非課税に準ずる世帯（年収270万～380万円）に月額4,950円を支給する。</p> <p>(2) 高等学校等就学支援金交付事業（私立学校）（1,942,637千円）（再掲）</p> <p>① 事業内容 私立高校生等に対して、授業料の一定額を助成することにより、授業料負担の軽減を図る。</p> <p>② 事業期間 平成22年度～</p> <p>③ 6年度事業内容 ○対象：世帯年収約910万円未満の私立高校生、専修学校高等課程及び各種学校（国家資格者養成施設）の生徒 世帯年収約590万円未満は月額33,000円、世帯年収約590万～約910万円未満は月額9,900円（授業料の額が上限。単位制の課程については、単位当たりで助成額を設定）を助成する。</p> <p>(3) 奨学のための給付金事業（327,601千円）</p> <p>① 事業内容 低所得世帯で高校生等のいる保護者等に対して奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育費の負担の軽減を図る。</p> <p>② 事業期間 平成26年度～</p> <p>③ 6年度事業内容 ○対象：非課税世帯等で高校生等のいる保護者等 ○事業費：国公立高校等分196,249千円、私立高校等分131,352千円（再掲） ○支給額（年額） ・生活保護受給世帯 国公立32,300円、私立52,600円 ・第1子の高校生等がいる非課税世帯 国公立117,100円（通信制50,500円）、私立137,600円（通信制52,100円） ・15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹と第2子以降の高校生等がいる非課税世帯 国公立143,700円（通信制50,500円）、私立152,000円（通信制52,100円） ・専攻科の生徒がいる非課税世帯 国公立50,500円、私立52,100円</p>		

2. 高等学校等奨学事業 (254, 530 千円)

(1) 事業内容

経済的な理由で修学が困難な高校生等に対し奨学金の貸付を行い、有為な人材の育成を図る。

(2) 事業期間 平成 14 年度～

(3) 6 年度事業内容

○貸付予定

国公立学校分 57, 200 千円、私立学校分 120, 780 千円

○貸付対象者

県内に保護者が居住し、高等学校等に在学する者で、経済的な理由により修学することが困難な者

○奨学金の額等

・貸付月額

学校種別	通学形態	貸付月額 (いずれかを選択)
国公立高等学校等	自 宅	5, 000円、10, 000円、15, 000円 又は 18, 000円
	自宅外	5, 000円、10, 000円、15, 000円、20, 000円 又は 23, 000円
私立高等学校等	自 宅	5, 000円、10, 000円、15, 000円、20, 000円、25, 000円 又は 30, 000円
	自宅外	5, 000円、10, 000円、15, 000円、20, 000円、25, 000円、30, 000円 又は 35, 000円

・入学時加算額

学校種別	貸付月額 (いずれかを選択)
国公立高等学校等	20, 000円 又は 37, 000円
私立高等学校等	30, 000円 又は 57, 000円

・利息 無利息

○奨学金の返還

高等学校等を卒業後、15 年を超えない範囲内で、年賦、半年賦、月賦又はその他 1 年内の割賦により返還